

2023年（令和5年）第5回総会議事録

- 1 告示年月日 2023年（令和5年）5月16日（火）
- 2 通知年月日 2023年（令和5年）5月16日（火）
- 3 開催年月日 2023年（令和5年）5月31日（水）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
議案第3号 非農地証明について
議案第4号 令和4年度最適化活動の点検・評価（案）について
議案第5号 福山農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について
- 6 報告事項
農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
1番 佐藤 眞子 2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 4番 野田 幸男
6番 谷邊 博人 7番 岡本 卓也 8番 小林 輝仁 9番 石井 洋子
10番 安原 理雄 11番 下江 京子 13番 山本 明 14番 須藤 薫雄
15番 谷本 耕造 以上13名
- 8 欠席委員
5番 寶諸 孝也 以上1名
- 9 その他の出席者
0名
- 10 事務局出席職員等
事務局長 林 茂晃 事務局次長 杉原 信広
事務局 藤岡 貴世 松永出張所 花田 宏
北部出張所 藤井 勝俊 沼隈出張所 松原 美和
神辺出張所 板谷 浩司 農業振興課 延平 光雄
農業振興課 吉森 五王太 以上9名

11 議事内容

午前 10時00分

事務局長	ただいまから、2023年（令和5年）第5回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷邊会長，会議の進行をお願いします。
会 長	— 開会挨拶 —
会 長	それでは，会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に，総会の成立を申し上げます。
議 長	委員総数14名のうち，出席委員13名，欠席委員1名，在任委員の過半が出席ですので，本会議は成立します。
議 長	続いて，会議規則第10条の規定により，議事録署名委員の指名を行ないます。 議席番号 4番 野田 幸男（のだ ゆきお）委員と議席番号13番 山本 明（やまもと あきら）委員をお願いします。
議 長	議事に入る前に，議案の訂正等があれば，事務局より説明してください。
事務局	2023年（令和5年）第5回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 議案書（別冊）6ページ2番について取下げ，また7ページ5番から7番について取下げとなっています。説明は以上です。
議 長	それでは，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。
議 長	東部地区の報告をお願いします。
委 員 1番 佐藤	東部地区の審議内容について，報告します。 東部地区では，5月25日の午前9時45分からの現地調査に続き，午前11時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。

<p>委員 1番 佐藤 (続き)</p>	<p>委員7名全員の出席により、議案第1号4件、議案第2号1件、合計5件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から4番について報告します。</p> <p>1番は、引野町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>2番は、春日町の受人が、同町の渡人から申請地の贈与を受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>3番と4番は関連案件です。3番では多治米町の受人が、4番では広島市の受人が、渡人から申請地の持分贈与を受けるものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、5月26日の午後2時45分からの現地調査に続き、午後4時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中8名の出席により、議案第1号6件、議案第3号2件、合計8件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5番から10番について報告します。</p> <p>5番は、郷分町の受人が、南町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>6番は、沖野上町の受人が、津之郷町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模拡大するものです。</p> <p>7番は、沼隈町の受人が、伊勢丘の渡人より贈与にて申請地を譲り受け、経営規模拡大するものです。</p> <p>8番は、沼隈町の受人が、福岡県北九州市の渡人より申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>9番は、熊野町の受人が、千田町の渡人より贈与にて申請地を譲り受け、経営規模拡大するものです。</p> <p>10番は、田尻町の受人が、同町の渡人より使用貸借権を設定し、申請地を借受け新規就農するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7 番 岡本	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、5月26日、午前8時50分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名全員の出席により、議案第1号4件、議案第2号2件、議案第3号1件、合計7件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の11番から14番について報告します。</p> <p>11番は、松永町六丁目の受人が、本郷町の渡人から譲受けて新規就農し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>12番は、高西町の受人が、福山市から公用廃止した土地を譲受けて、経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>13番は、藤江町の受人が、同町の渡人から譲受けて新規就農し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>14番は、柳津町の受人が、金江町の渡人から譲受けて、水稻及び野菜を栽培する計画です。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10 番 安原	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、5月26日の午後1時30分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員12名中10名の出席により、議案第1号4件、議案第2号2件、議案第3号2件、の合計8件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊4ページ15番から5ページ18番について報告します。</p> <p>15番は、加茂町の受人が、同町の渡人から自宅に近い申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>16番は、新市町の受人が、母から贈与により申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、新規就農するものです。</p> <p>17番は、新市町の受人が、東京都杉並区の渡人から贈与により申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p>

<p>委員 10番 安原 (続き)</p>	<p>5ページ18番は、新市町の受人が、埼玉県戸田市の渡人から贈与により申請地2筆を譲り受け、季節野菜を栽培し、新規就農するものです。いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。 神辺地区では、5月26日、午前9時から現地調査を行い、午前10時20分から、神辺支所2階21会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号3件、議案第2号3件の合計6件について、審議しました。</p>
	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」5ページ19番から21番について報告します。 19番は、申請地の下竹田の田1筆1,115㎡について、上竹田の渡人が、兄から相続したが耕作困難であるため、兄存命中から共同で耕作していた下竹田の受人が譲り受けて、引き続き田として水稻の耕作をするものです。 20番と21番は関連案件です。 蔵王町の受人が、20番の平野の田1筆932㎡と21番の平野の田1筆691㎡をそれぞれ平野の貸人から20番は3年間、21番は5年間の使用貸借権を設定して借り受けて、合計1,623㎡にネギ、キャベツを栽培して農業の規模拡大を図るものです。 申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 質問等なし —
議長	質問等がないようですので，採決します。 議案第1号について，原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 挙手 —
議長	全員挙手により，議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。
議長	つぎに，議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。
議長	東部地区の報告をお願いします。
委員 1番 佐藤	議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の1番について報告します。 大阪市の法人が，申請地に売電用太陽光発電パネルを設置するものです。場所は，御幸小学校の西，約900メートルです。 現地調査をしましたが，周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから，許可妥当と判断しました。以上です。
議長	松永地区の報告をお願いします。
委員 13番 山本	それでは，議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の，3番と4番について報告します。 3番は，大阪市の法人が，柳津町の渡人から譲受け，売電用の太陽光発電設備を設置するものです。場所は，大谷池から，東へ約630メートルのところでは。 4番は，松永町三丁目の法人が，神村町の渡人から譲受け，露天駐車場を設置するものです。場所は，番田(ぼんだ)池(いけ)から東へ約45メートルのところでは。 現地調査をしましたが，いずれも，日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから，許可妥当と判断しました。以上です。

議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10番 安原	<p>それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊7ページ8番から8ページ9番について報告します。</p> <p>8番は、加茂町の受人が自宅前の申請地を譲り受け、不足する自家用車の駐車場を確保するものです。</p> <p>場所は、加茂中学校の南1.5キロメートルの所です。</p> <p>8ページ9番は、大阪市北区にある太陽光発電事業者が、申請地を譲り受け、177枚の太陽光発電パネルを設置して売電事業を行う計画です。</p> <p>場所は加茂中学校の西700メートルの所です。</p> <p>以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 13番 山本	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」8ページ10番から12番について報告します。</p> <p>10番は、新涯町の受人が、申請地である川南の田1筆437㎡を受人の親である川南の渡人から使用貸借権の設定をして借り受けて、住宅を建築するものです。</p> <p>11番は、広島市西区の発電事業を営む法人が、川北の田1筆1,150㎡を川北の渡人から譲り受けて、太陽光発電パネル192枚を設置して売電をするものです。</p> <p>12番は、大阪市北区の発電事業を営む法人が、湯野の田2筆1,035㎡を湯野の渡人から譲り受けて、太陽光発電パネル192枚を設置して売電をするものです。</p> <p>現地調査を行いました。周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	議案第2号の「10番」は平成19年度から平成20年度にかけて、丁谷（ようろだに）水路地区として農業用排水施設整備事業で整備さ

<p>事務局 (続き)</p>	<p>れた第1種農地です。</p> <p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、「10番」は第1種農地のため常設審議委員会への意見聴取案件となります。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号について、「10番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 挙 手 —</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手により、議案第2号の「10番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議 長</p>	<p>つぎに、議案第3号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 4 番 野田</p>	<p>議案第3号「非農地証明について」の1番、2番について報告します。</p> <p>1番は、水呑町の申請人が、昭和53年頃から住宅敷地として利用し現在に至っております。</p> <p>場所は、水呑小学校の東、約300メートルです。</p> <p>2番は、水呑町の申請人が、昭和63年頃から住宅敷地として利用し現在に至っております。</p>

<p>委員 4番 野田 (続き)</p>	<p>場所は、水呑小学校の東、約300メートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは、議案第3号「非農地証明について」の3番について報告します。 3番は、金江町の申請人が、昭和40年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して山林となったものです。場所は、楠木(くすのき)池(いけ)より北へ、約720メートルから約750メートルのところです。 なお、この申請地は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第3号「非農地証明について」の別冊9ページ4番から5番について報告します。 4番の申請地は平成元年頃から近隣地住民の駐車場として使用されているものです。 このことについては、近隣住民の証明書が付されています。 場所は富谷池の南700メートルの所です。 5番の申請地には昭和54年12月25日に建築した住宅があり、現在まで住宅敷地として使用されているものです。 場所は新市小学校の南700メートルの所です。 現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>

議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第3号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
議 長	<p>つぎに、議案第4号「令和4年度最適化活動の点検・評価（案）について」を上程します。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>議案第4号について説明いたします。</p> <p>この取り組みは、農業委員会の運営の透明性を確保するため、全国の農業委員会で実施されているものです。</p> <p>別紙「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をご覧ください。</p> <p>1ページには、令和4年4月1日現在の「Ⅰ農業委員会の状況」に農業委員会の体制と市内の農家・農地の概要が記載しています。</p> <p>認定農業者などの農業の担い手は、127経営体で、耕地面積は3520ヘクタールです。</p> <p>なお、表中に記載のある「総農家数」、「販売農家数」等の農林業センサス数値は2020年数値です。</p> <p>2ページから5ページには「Ⅱ最適化活動の実施状況」が記載されています。</p> <p>まず、「1最適化活動の成果目標」の「(1)農地の集積」についてです。</p> <p>2ページ中段の「③実績」をご覧ください。</p> <p>令和4年度の担い手が新規集積した農地の面積は20.2ヘクタールで、担い手の市内における集積面積は250.1ヘクタールとなり、集積率は7.1%でした。</p> <p>農地の集積については、目標の集積率の9.5%は下回りましたが、農地利用最適化推進委員を中心に農地の利用集積に努め、一定の実績があがりました。</p> <p>つぎに「(2)遊休農地の発生防止・解消」についてです。</p> <p>遊休農地については、営農再開や保全管理により解消された農地がある</p>

事務局
(続き)

一方で、新たな遊休農地も確認されています。

3 ページ上段の「③実績」をご覧ください。

遊休農地のうち、比較的荒廃程度の軽い緑区分の解消実績面積は5.8ヘクタールでした。

また、農業的な利用を図るための条件整備が必要となる黄色区分については、引き続き市や農地中間管理機構などの関係機関と協議していくものです。

なお、「イ新規発生遊休農地の解消」の前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積は、最適化活動の目標設定が令和4年度から実施されているため空白となっています。

つづく「④その他」には令和4年度に実施した農地の利用状況調査の実施状況について記載しています。

農地の利用状況調査については、概ね計画どおりに活動を実施し、山林化した荒廃農地については積極的に農地ではないと非農地判断をしました。

つぎに「(3)新規参入の促進」です。

新規参入については、参入者の掘り起こしを行い、農地の情報提供や斡旋等を行いました。

4 ページ上段の「③実績」をご覧ください。

新規参入者への目標面積の7.1ヘクタールに対して実績は4.3ヘクタールで目標達成状況は60.6パーセントでした。

つぎに、4 ページ中段から5 ページの「2最適化活動の活動目標」についてです。

推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、1人当たりの月活動日数を6日、また活動強化月間は集積を進める利用権設定受付時期を中心に年4回と定めていました。

強化月間は目標どおり、令和4年度は4回実施し、この間に担い手への農地集積のために利用権設定及び中間管理事業の推進等を図りました。

また、5 ページ下段からの評語についてです。

農業委員会の目標の達成状況の評語については、成果目標に対する達成状況と活動目標に対する達成状況を点数化した結果、該当する所定の評語「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。

また、「推進委員等の点検・評価結果」の評語については、成果目標に対する達成状況と委員のみなさまから報告いただいた活動記録からの1年間の活動日数実績を点数化して該当する所定の評語の集計です。

「目標に対し期待を上回る結果が得られた」が2人、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」が4人、「目標に対して期待を(やや)下回る

事務局 (続き)	<p>結果となった」が39人でした。</p> <p>つぎの、6ページには事務の実施状況が記載されています。</p> <p>「1 総会、部会の開催実績」は、毎月末に総会を開催し、年間の開催は12回となっています。</p> <p>つぎに「2 農地法第3条に基づく許可事務」の処理件数は206件、「3 農地転用に関する事務」の処理件数は181件となっています。</p> <p>また、「4 違反転用への対応」については、年度末時点の違反転用面積は0.4ヘクタールでした。説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等もないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり承認されました。</p>
事務局	<p>つぎに、議案第5号「福山農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について」を上程します。</p> <p>担当課より説明してください。</p>
農業振興 課職員	<p>失礼します。</p> <p>農業振興地域 農用地区域からの除外申出の担当をしています、農業振興課の吉森です。</p> <p>続いて、私の方からは、2022年12月に受付を行った、農用地区域からの除外申出の内容について、説明させていただきます。</p> <p>まず概要について、簡単に触れさせていただきます。</p> <p>農業振興地域内において、農用地を指定した区域は、農地以外に利用できないこととなっておりますが、やむを得ない理由により、農地以外に利用する必要がある場合には、あらかじめ、その農地を農用地区域から除外する必要があります。</p> <p>農用地区域から除外するには条件があります。</p> <p>まず1つ目の条件は、</p>

農業振興
課職員
(続き)

1 次の6つの要件を全て満たすこと です。

- ① 農用地区域内の農地以外に代替する土地がないこと
- ② 地域計画の達成に支障がないこと。
- ③ 農用地の集団化・農作業の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと
- ④ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障がないこと
- ⑤ 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障がないこと
- ⑥ 土地改良事業等の工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過していること

以上、6つの要件を全て満たすことが必要です。

また、その他の条件として、

- 2 不要不急のものでないこと
- 3 他法令の許可等の見込みがあること
- 4 本市が独自に基準を定めた事務取扱要領による「申出資格」、「面積」等の要件の全てを満たしていること

以上が農用地区域から除外するための条件となります。

今回は、年2回の申出のうち、2022年12月28日を締切りとして受付けた申出分について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第3条の2 第2項の規定により、諮問(しもん)させていただきます。

続いて、変更内容について、申し上げます。

別にお配りした「福山農業振興地域整備計画の変更に係る資料」をご覧ください。

資料を1枚めくっていただき、

「1. 農用地利用計画変更状況」 「(1) 重要変更」をご覧ください。
各地区の件数、筆数、面積を記載しており、合計は一番下の欄にある129件、187筆、96,274.79㎡になります。

続いて、資料を1枚めくっていただいて、

「(2) 軽微変更」について、用途区分の変更の申出が3件、4筆、503.35㎡ありました。

続いて、資料を1枚めくっていただいて、

「(3) 農用地区域への編入」について、農用地区域への編入の申出が1件、1筆、397㎡ありました。

続いて、資料を1枚めくっていただいて、

「2. 変更理由別件数」について、こちらは理由別の内訳を記載しています。

(1) 重要変更の変更理由としては、非農地判断によるものが76件、次い

<p>農業振興 課職員 (続き)</p>	<p>で非農地証明が21件の順となっています。</p> <p>(2) 軽微変更については、全て農業用施設用地によるものとなっております。</p> <p>続いて、資料を1枚めくっていただいて、福山農業振興地域整備計画変更計画(案)について、ページ数の1ページから17ページまでが、今回の重要変更に係る内容129件について、18ページが用途区分変更に係る内容3件について、最後の19ページが編入に係る内容1件について記載しております。</p> <p>本日の諮問(しもん)に対する答申(とうしん)をいただいた後、公告、14日間の縦覧期間、15日間の異議申立期間、広島県への協議等、所定の手続きを経て、農業振興地域整備計画の変更が決定されます。</p> <p>私の方からの説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第5号について、これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は、挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等もないようですので、採決します。</p> <p>議案第5号について、原案に異議がない場合は、挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 挙 手 —</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手により、議案第5号は、「諮問のとおり変更することに異議がない旨」を答申します。</p>
<p>議 長</p>	<p>つぎに、報告事項の「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書(別冊)の10ページから14ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、19件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、15ページから16ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、17ページから20ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理</p>

<p>事務局 (続き)</p>	<p>について」です。 4条9件、5条33件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。 次に、21ページから22ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が6件ありました。 次に、23ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から1件の照会があり、農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。 次に、24ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、4件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>発言等もないようですので、以上をもちまして2023年(令和5年)第5回福山市農業委員会総会を終了します。 なお、来月の総会は6月30日開催の予定です。 皆様お疲れ様でした。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。 気をつけてお帰りください。</p>